

体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項 (令和2年8月1日以降)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者の皆様には下記事項及びスポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染防止予防ガイドライン」を遵守しご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 施設利用前に各自で体温測定を行い、発熱がないことを確認してください。
 - (2) 施設利用時に住所、氏名、連絡先、利用当日の体温等を記入してください。
 - (3) 屋内体育施設の個人利用はできません。(プール、トレーニングルーム、体力測定室を除く)
 - (4) 更衣室、控室等の利用はできません。(プールを除く、大会・イベント等は別途打合せ)
 - (5) 介助者や誘導者の必要な場合を除き、周囲の方と十分な身体的距離(2m程度)を確保してください。
 - (6) こまめに石鹸による手洗い又はアルコール消毒液による手指消毒を行ってください。
 - (7) 可能な限り各自で手消毒液等を持参してください。
 - (8) 水分補給を除き、施設内での飲食は行わないでください。
 - (9) 持参したゴミは全てお持ち帰りください。
 - (10) マスクを持参し、運動・スポーツを行っていない間はマスクを着用してください。
 - (11) 飛沫、飛散を防止するため、大声を出しての会話等を行わないでください。
 - (12) 換気を徹底するため、可能な限り、扉・窓を開放したまま使用してください。
 - (13) タオルは必ず持参し、他の方とは共用は行わないでください。
 - (14) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告してください
 - (15) 各競技団体等が策定する感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、各競技団体等で指針等を示していない競技は、特性が類似する競技を参考にしてください。
 - (16) 感染拡大防止のために施設管理者が決めたその他の制限等に従ってください。
 - (17) 大会、イベント等を開催する場合は、スポーツ庁、日本スポーツ協会、各競技団体等が示す感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、施設管理者と感染防止対策の内容を事前に打合せしてください。
- 十分な対策を講じることが確認できない場合は、貸出できない場合があります。

※上記以外に各貸出施設において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る利用制限を別途設定しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

※記載内容は現時点のものであり、状況に応じて制限等を変更する場合があります。